

(宛先) 韮崎市長

空き家バンク登録申込書

※申込者は、登記簿上の所有者です。

ただし、所有者が何らかの理由により本申込を
行為を行使できないと認められる場合は、代理人
による申請とします。

(代理人：成年後見人・保佐人・補助人等)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____ — — _____

韮崎市空き家バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

1 契約交渉について、次のいずれかを選択します。(□にレ点を記入)

<input type="checkbox"/>	契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
<input type="checkbox"/>	契約交渉に関わる全てについて、(社)山梨県宅地建物取引業協会へ仲介を依頼します。併せて、(社)山梨県宅地建物取引業協会へ情報の提供を承諾いたします。

2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(第2号様式)記載のとおりです。

※ 韮崎市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、(社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)への依頼をお勧めいたします。なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

※ 空き家バンク制度に申込みされた個人情報、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。